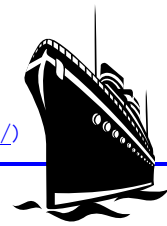


MSI Marine News

トピックス

海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。 (http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



「内航海運における船舶管理ガイドライン」の策定について

はじめに

わが国の内航海運事業者の競争力向上や経営力強化を促進するためには、「協業化」を図ることや既に外航海運の分野で確立している船舶管理会社の活用すなわち「アウトソーシング」を図っていくことが重要な課題と位置付けられてきました。この問題に対処する目的で、国土交通省海事局は本年7月、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」を策定しました。

今回はこのガイドライン策定の背景や内容について、内航海運業が抱える問題と関連付けながら紹介します。

1. ガイドライン策定の背景：

近年、国際条約の国内法化に伴い、荷主が内航海運事業者に求める価値観の変化や高度化、すなわちコスト上の競争力のみならず、事故を起こさない安全管理能力といった「品質」が問われる時代になりました。

既に外航海運の分野では、保有船舶の保守管理や船員の雇用・配乗等の業務を専門の船舶管理会社に委託、すなわちアウトソーシングすることが一般的になっています。

一方で内航海運の分野では、このような管理業務を事業主自らが行っており、保守管理の品質向上や若手船員確保などの面で負担が大きく、事業者の規模拡大、経営の安定化、安全対策の強化を図る上での阻害要因となっています。

しかしこれまでは、内航海運事業者が船舶管理をアウトソーシングするにも、委託すべき業務の範囲や手順などについて体系的に示したものが存在しませんでした。

こうした問題に対処するため、国土交通省海事局は2011年12月より学識経験者、内航海運事業者等で構成する委員会を中心に検討を重ね、船舶管理業務に関する定義や具体的な業務として行うべき内容を盛り込んだ「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」を本年7月に策定しました。

2. ガイドラインの内容：

ガイドラインの内容に関わる詳細は国土交通省 HP（*）ご参照下さい。ここでは主な項目を紹介します。

1) 船舶管理業務を構成する3つの業務とは：

- ① 「船員配乗・雇用管理」業務
- ② 「船舶保守管理」業務
- ③ 「船舶運航実施管理」業務

2) 関係法令と船舶管理会社の位置付けは：

- ・ 内航海運業法、船舶安全法との関係：オペレーター、船舶所有者等の内航海運事業者には適用されるが、管理会社は適用を受けず。管理契約上の義務・責任のみを負う。
- ・ 船員法との関係：管理会社が船員の配乗、雇用管理業務を行うことから、船員法、船員職業安定法上の船舶所有者として、これら法令の適用を受ける。
- ・ 運輸安全マネジメント制度：管理会社は適用を受けないが、安全運航を確保する観点から、内航海運業法に基づいて規定されたオペレーターの安全管理規定と十分に整合し連携を図ることと示されている。

3) 具体的な内容：

・船舶管理業務を実施するための体制整備：

具体的には、船舶管理責任者の任命（責任の明確化）、船舶管理規定の策定、陸上要員の採用と教育、船員と陸上要員間の情報共有と円滑なコミュニケーション確保（定期的な訪船）など。

事故発生防止の関係では、

・安全教育の徹底：陸上要員が訪船し、年1回以上安全教育を実施

・事故の解析：実際に発生した事故の調査、原因分析を行い、必要な再発防止策を講じる。重大な事故につながる可能性のあった事象の報告を船長に義務付け、これらの再発防止策を安全教育の機会にフィードバックする。

・緊急時対応処理要領の策定：事故対応マニュアルの整備、緊急対応訓練の実施

尚、上記の船舶管理規定についてはPDCAサイクル(Plan/Do/Check/Act)によって定期的な見直しを行う。

船員に対する安全教育は現在もオペレーターが傘下船主等に対して実施されていますが、本ガイドラインに盛り込まれていることから、改めて船員教育の重要性が認識されます。

3. 最後に：

国土交通省は、零細規模の船舶所有者が多くを占める業界構造の現状を鑑み、安全品質の向上と船員の確保や教育を同時に実現できる事業運営モデルの確立を図ろうとしています。このガイドラインの策定はその布石になるものと期待されます。

一方で、船舶管理業務のアウトソーシング化によるデメリット、例えば船舶所有者にとってコストの負担増が懸念されるとの課題もあります。

そこで「協業化」と並行し押し進めるとか、管理会社が実際にこのガイドラインに沿った運営を行っているか評価するシステムの構築など、インセンティブが高まるような具体的な仕組み作りを、わが国内航海運事業者全体として取組む必要があると言えます。

(*) 国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/maritime/naikoh/gaidoraintop.html>)

以上